

後期高齢者医療制度への財政支援等を求める意見書

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の施行に向け、当広域連合は道内各市町村とともに、保険料の賦課決定や電算システムの構築、各種給付事業などの膨大な準備事務に取り組んでいるところである。

様々な住民負担が増える社会情勢下、後期高齢者に対する負担軽減を図る必要があるが、広域連合に独自の財源はなく、構成市町村においても制度の創設や運営に伴う財政負担の増大が強く懸念されている。

特に北海道の後期高齢者は、全国平均よりも所得水準が低く、逆に医療費は高い状況にあるため、保険料が高額になる構造となっており、健康診査事業についても国による一部助成が予定されているが、保険料に影響する仕組みとなっている。

また、新たな制度の内容について、住民に対する十分な周知を図る必要があるが、北海道は全国最大の面積と構成市町村数であり、広域連合だけでは対応が難しい条件下にある。

以上のことから、高齢者が安心して医療を受けることができる社会を実現するため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 後期高齢者の保健事業は、健康の保持や疾病の早期発見による医療費の抑制、介護予防の観点からも極めて重要であることから、北海道において広域連合への十分な財政支援措置を講じること。
- 2 後期高齢者医療制度については、北海道においても、道民及び医療機関等への十分な周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年11月22日

北海道後期高齢者医療広域連合議会

提出先

北海道知事